

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年清水町条例第9号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 1～3 (略) <u>(令和4年12月に支給する期末手当の特例)</u> 4 <u>令和4年12月に支給する期末手当については、第16条の規定によりその例によることとされる清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）第16条の規定中「100分の120」とあるのは「100分の130」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>附 則 1～3 (略)</p>

附 則
この条例は、令和4年12月1日から施行する。